

## 第 56 回 広域系統整備委員会議事録

日時 2021 年 11 月 12 日（月）18:00～20:00

場所 web 会議

出席者：

<委員>

- 加藤 政一 委員長（東京電機大学 工学部電気電子工学科 教授）  
岩船 由美子 委員（東京大学 生産技術研究所 特任教授）  
大橋 弘 委員（東京大学大学院 経済学研究科 教授）  
木山 二郎 委員（森・濱田松本法律事務所 弁護士）  
久保 克之 委員（株式会社三井住友銀行 ストラクチャードファイナンス営業部長）  
坂本 織江 委員（上智大学 理工学部機能創造理工学科 准教授）  
田中 誠 委員（政策研究大学院大学 教授）  
松村 敏弘 委員（東京大学 社会科学研究所 教授）

<オブザーバー>

- 花井 浩一 （中部電力株式会社 執行役員 経営戦略本部 部長）  
西田 篤史 （関西電力送配電株式会社 執行役員 工務部・系統運用部担当）  
松島 聡 （日本風力開発株式会社 常務執行役員）  
森 厚人 （東海旅客鉄道株式会社 取締役 専務執行役員）  
黒田 雄一 （出光興産株式会社 電力・再生可能エネルギー事業部 電源統括部長）  
矢野 匡 （大阪ガス株式会社 理事 ガス製造・発電・エンジニアリング事業部  
電力事業推進部長）

配布資料

- 資料 1 設備形成に係る情勢変化を踏まえた計画策定プロセスの一部見直しについて  
資料 2 流通設備効率の向上に向けて（コネクト&マネージに関する取組について）  
資料 3 計画策定プロセス検討開始要件の適否状況（報告）  
資料 4 広域系統整備計画の進捗状況（報告）

## 1. 設備形成に係る情勢変化を踏まえた計画策定プロセスの一部見直しについて

- ・事務局から資料1により説明を行った。
- ・主な議論は以下の通り。

### [主な議論]

(坂本委員) 今回提案いただいた内容について、系統増強の要望がある場合に、電気供給事業者側から正式に伝えることができる手続きと受け止めた。前回の議論を考慮いただき、感謝する。また、増強費用が一般負担であることを踏まえ、そのバランスを考えると、電気供給事業者側から、提起ではなく要望を提出し、必要性が認められる場合に広域機関の発議とするという提案内容は適当だと思う。前回、私は電気供給事業者側からの「提起」ではなく「発議」という表現を使ってしまったが、今回の提案が適当だと思うため、賛成する。

(花井オブザーバー) 電気供給事業者からの系統増強申出を受け、広域機関で混雑状況等の確認や増強に伴う費用便益評価を経て、広域機関発議とする事務局提案に異論は無い。この仕組みによって、電気供給事業者から問題提起できるため、望ましいと考える。8ページにある通り、「電気供給事業者の提起」が無くなり、「広域機関の発議」に包含されるように変わってくる。これまでは、電気供給事業者の増強ニーズとして報告されていたため、同様に、電気供給事業者からの申出実績を報告することは非常に良いことだと思う。その他に、5ページに、マスタープラン検討委員会と本委員会との役割分担が書かれているので、1点確認させていただきたい。本委員会の役割として、「整備計画の具体化により、計画策定プロセスを開始すると判断された増強方策について、増強の必要性・規模・運開時期などの詳細検討を実施」とある。今後、マスタープラン検討委員会で定期的に行われる系統評価の仕組みの中で、評価時点で見込まれる電源ポテンシャルや電源開発実績等を踏まえ費用便益を評価されるかと思う。「どの方策から計画策定プロセスを開始すべきか判断」とあるが、その結果を受けて本委員会で検討する必要性とは、具体的にどのようなことなのか。

(西田オブザーバー) 花井オブザーバーからの意見と同様の点だが、1点確認したい。5ページに、「増強の必要性の詳細検討」とあるが、おそらく、マスタープランが検討のキックとなり、次段階の計画策定プロセスの中で、具体的にルートや工事費を算定していくと、工事費がずれてくることがあるように思う。そういう時に、最終的にその案件に対してB/Cを評価した上での実施の最終判断は、この計画策定プロセスの中での議論であると認識している。また、9ページに、事業者から申し出があった場合にも、最終的には計画策定プロセスに入り、その中で増強を行うかどうかの判断がなされるのかと思う。そういう意味では、フローの中で最終的判断を行うのがどこなのか、もう少し明確にした方がよいのではないか。

(事務局) まず、計画策定プロセスの中では、安定供給や電力取引の活性化、再エネの導入に対する寄与等の確認を行い、増強の必要性を再度確認する。その中で最終的な増強判断をすることになるのではないかと考えている。西田オブザーバーから指摘があったよ

うに、B/Cの再確認で、例えば実施案において増強費用が増額となり、B/Cが1未満になることも考えられると思っているため、そこで増強判断を行っていくことになると思う。1未満になるようなことになれば、引き続き、将来的な電源ポテンシャルの状況等を再度確認し、B/Cが1以上になるかどうかの確認をし、増強判断をしていく流れになるかと考えている。

(加藤委員長) 議題1については以上とする。事務局の整理案に対しての委員等からの意見を踏まえ、この方向で検討を進めていくことでよろしく願います。

## 2. 流通設備効率の向上に向けて（コネクト&マネージに関する取組について）

(加藤委員長) 本日の議論状況を踏まえて、今後、国の審議会にてN-1電制の費用負担について審議することになっている。積極的な意見を願いたい。

(田中委員) 今後はローカル系統でも費用便益評価に則って設備形成を判断し、それが社会的に望まなければ設備増強も一般負担化していく方向ということであった。N-1電制を、今後は混雑緩和の有効手段としてローカル系統でも本格適用を進めていくということであったが、本来であれば、ある系統にN-1電制を本格適用することの是非自体も、費用便益評価をするべきだと思う。しかし、現実問題、N-1電制の初期費用やオペレーション費用は、送電設備の増強に比べれば遥かに小さく、費用便益評価をパスするものが大多数だと見込まれるかと思う。そのような前提に立つと、今回事務局提案で、N-1電制のオペレーション費用について、本来は発電事業者の負担であるものの、当面の間は一般負担にすると示されているが、N-1電制本格適用による運用容量の増加が、費用便益面から社会的に望ましいのであれば、オペレーション費用についても、当面ではなく、寧ろ一般負担の方が本当の姿だという考え方もあるのではないか。なお、オペレーション費用を一般負担にする場合でも、精算額をどう決めるかについては、これまでも議論があったように、しっかりと検討いただきたい。

(松村委員) まず、小さな点になるが、16ページについて。目的が従来から大きく変わったかのように見えるが、従来も系統の効率的利用は大きな目的だったと認識している。その点、資料でも読み取れるので、資料に問題があるとは思わないが。さらに、効率的利用という点で、コストがかかり、利益があり、田中委員が指摘になった通り、利益があるケースが多いということは十分分かるが、利益があるところをやるということはこれまでもあったし、これからも当然やっていくと思う。もし特定負担だったとして、新規電源だけがコストを負担し、それで容量が増えて利益を受けられるとすれば、費用便益分析のようなことはせずとも、便益を上回るところでなければ当然手を挙げる人はいないということで担保されていたものが、きちんと調べなければならなくなるという点では違いが出てくるが、従来も重要で、ノンファーム型接続が認められるようになった後でも、N-1電制という発想自体は効率的に系統を使うという意味で重要な手段。したがって、こう変わったことによってもう必要なくなるというメッセージは出さないようお願いしたい。もちろん、今の事務局の説明には、そのようなメッセージは全く入っていないので、問題無いと思うが、間違っても取られないよう

に、従来の早期に接続するという目的は叶ったのだからもうこれ以上は要らないと誤認されないように、従来通り、必要なものは着実に進めていただくことをぜひ願います。

次に、この問題で言うのは適切性が無いのかもしれないが、一般論として、特定負担を一般負担に置き換える問題が出てきたときには、私はいつも全く同じことを繰り返して言っている。本来は、アクセスは、発電コストとネットワークコストの全体のコストを最小化する誘因を与えるのが望ましい。特定負担よりも一般負担にする方が、より混雑しているところ、負荷をよりかけるところへの投資インセンティブを増やしてしまうのではないかという懸念は常にある。したがって、そういう問題は解決しなければならない。託送料金を使うのかもしれないし、発電側料金の体系で考えるのかもしれない。もっと別のやり方もいろいろありうる。これからいろいろなことを考えて、制度を合理化していくことになると思う。そちらでインセンティブを適切に確保するようにする方が、ここだけ特定負担を残すよりも遥かに合理的であるし、今後の制度設計もしやすくなるという点では、事務局の提案が正しいと思うので、事務局の提案を支持するが、そういうものが後から整理されることを前提にしないと、悪い変更になってしまうかもしれない。なぜこのようなことを繰り返し言うのかというと、今回、このように整理したが、これを既得権益だと思わないでもらいたいということ。この後、当然系統の利用料金等の合理化等をしていく。そうすると、混雑系統に接続すると、もしかすると今までよりも負担が少し増えるかもしれないということがあった時に、そのようなことは全く想定しておらず、せっかく特定負担から一般負担になったのにと既得権益を振り回され、改革に反対されたらかなわない。今回やるのは、既得権益を発生させるということではなく、本格的な料金の体系はこれから整理されていくことを前提として、これをしようということであり、未来永劫、混雑系統に接続したとしても料金面で損はしないというメッセージは出さないでいただきたい。これで既得権益を発生させるようなことは無いように、ぜひ願います。もちろん、きちんと整理した結果として、暫定的と言われたものの恒常的に一般負担という選択肢も十分あるとは思いますが、それは背後に別の合理的な改革があったからそれでいけるようになったということ。事務局が正しく説明した通り、今回の問題は金額としても非常に大きいものではないため、そのことを強調しすぎるのはミスリーディングな気はするが、私はあらゆるところで同じことを言っているため、今回だけ言わないのもミスリーディングだと思い、今回も発言させていただいた。

(事務局) まず、松村委員からの事務局提案を支持する発言をいただき、感謝。話のあった通り、あくまで当面は一般負担というところなので、事務局としては、本来のあるべき姿をしっかりと念頭に置いた上での当面の一般負担という措置を提案したものだと思っている。こちらについては、混雑管理の全体の制度設計の中で、しっかりと検討いただきたいと考えている。

一方で、田中委員の方から、将来的ということも選択肢なのではないかとの発言があり、松村委員からも同様の発言があった。事務局としても、今後の検討の中で一般

負担が1つの選択肢になることは否定するものではないと思っている。ただし、今のところは、混雑系統の電源の負担ということ国の方で整理いただいているので、その基本路線を尊重しながら、具体的な混雑管理における負担は、国とも連携しつつ、しっかり検討していきたい。

(木山委員) 今の松村委員からの発言と重なるが、基本的に事務局提案に異論は無いが、当面の間このように対応するという事は、なかなか契約に落とし込むときに難しい。松村委員は既得権益という言い方をしたが、一旦そのように契約上定めてしまうと、それがある種権益化してしまうということが契約の世界ではあるので、その辺りを恒久的な権利と見られないような契約の建付けや議論の仕方が必要となるかと思ったので、念のため補足させていただく。

(坂本委員) 細かい点になるが、オペレーション費用の試算について質問したい。一般負担とすることなので慎重であるべきかと思ひ、念のため確認する次第だが、資料の4,000時間は半分近く混雑しているという想定になるので、長く見積もったとしても、混雑にはばらつきがあることを考えると、実際には6億円という状態に至る確率はとても低いという理解で合っているか。

(花井オブザーバー) 今後の系統利用ルールの変更や予定する時間軸との整合を踏まえ、N-1電制本格適用における費用負担を一般負担とする事務局提案の結論に異論はない。そのうえで、3点意見させていただく。1点目は、費用負担の考え方である。整理の仕方もかもしれない。もともとN-1電制は、系統増強の代替手段として、運用容量拡大のために導入される仕組みであり、混雑発生時の解消が目的ではない。このため、費用負担の考え方を混雑解消の視点から整理することは、N-1電制の導入目的と整合しないと考える。また、初期費用の負担とオペレーション費用の負担を切り分けて整理しているが、N-1電制による運用容量の拡大は、電制装置の設置と1回線故障時の遮断がセットになって初めて実現するものであり、両者を切り離して受益や負担を整理する必要性はないのではないか。加えて、19ページの受益の考え方にも少し違和感がある。N-1電制は社会便益が電制導入費用を上回ることが導入の前提であり、系統増強と同等と認識しているが、系統増強の受益者を社会全体と考える一方で、同じ社会便益をもとに導入されるN-1電制の受益者を混雑系統の発電事業者とすることは、考え方に不整合が生じているように思われる。社会便益に基づく費用便益評価は初期費用にオペレーション費用を加えて評価すると考えており、受益者は社会全体と考えるのが一貫した整理ではないか。

2点目は、電制装置が設置された発電事業者の負担について。26ページに「発電設備として設置することになる発電所の制御装置の設置・改造等については、設置・改造に要する初期費用は一般負担とするものの、その後の巡視・点検等の維持運用に関する費用は、設置・改造する電源の負担を基本とする」とあるが、具体的な範囲と取り扱いを明確にする必要があるのではないか。特に、電制装置の維持運用に関して、発電事業者がどこまでの責務を負うのかを明確にする必要があると思う。例えば、電制装置の点検だけでなく、修理や取替についても発電事業者が責務を負うのか、ま

た、その費用がどの程度なのかを明らかにした上で、費用負担のあり方についての議論が必要だと考えている。先行適用では、受益者と電制装置設置者が同一であったため、発電事業者の責務として維持運用することは当然と考えたが、本格適用では、受益者が電制装置設置者に限定されない中で、責務が課されることになるため、丁寧な議論をお願いしたい。

3点目は、今回の論点ではないところだが、混雑解消の費用清算の方法について。15ページに、費用精算は標準的な発電単価・再起動費用を用いるとした過去の整理が記載されている。これについては、第54回の本委員会において、アンケートの結果、特異値を除いても、なおデータにバラつきがあり、標準値の設定が困難と思われる電源種や精算項目があったため、標準値以外の方法を用いることも含めて、事務局で再検討いただくことになったと認識している。標準値の設定は、「負担の予見性を与えること」や「発電単価等の機微情報を負担事業者へ開示することが困難であること」への対応が目的でもあったが、今後、オペレーション費用が一般負担になるのであれば、費用の第三者によるチェックの仕組みは必要だと考えるが、電制された電源の単価や実績を採用することも可能と考える。先ほど申し上げた通り、オペレーション費用も含めて社会便益があると評価してN-1電制を適用していると考えられるため、この点についても、引き続き検討をお願いする。

(事務局) まず、坂本委員からの質問について。ご指摘の通りであり、4,000時間というかなり大きな数字で見てもこの程度の規模感ということで示している。もちろん、今の送電線を前提としており、今後、事故の発生確率も変わってくるかと思う。また、発電機のオペレーション費用についても、アンケートで回答いただいたものをもとに算定しており、そういった前提で6億円程度であった。条件により変わりうるものの、事故の発生確率を考えると、これぐらいの規模感かと思っている。

次に花井オブザーバーからの意見について。1点目の費用負担に関して。N-1電制は増強の代替ということもあり、須らく一般負担ではないかという指摘であった。確かに、これまでN-1電制の本格適用については、空き容量の無い系統において空き容量を作るために、アクセスとして必要なので、新規電源の負担としてやってきたが、これはあくまで混雑させない設備形成の中での話。混雑前提の設備形成に移管することに伴い、国の整理である、混雑前提の設備形成における系統整備に関しては一般負担、そして混雑解消に係る費用に関しては混雑系統の発電事業者の負担ということを踏まえて、今回、N-1電制についても、設置そのものに関しては系統整備の考え方に合わせて一般負担。さらにはオペレーション費用に関しては、混雑解消の負担と合わせて、混雑系統の発電事業者の負担という考え方に整合させつつ、当面は一般負担という整理とした。これに関しては、発電事業者の負担は、混雑系統における電源の立地抑制という観点も踏まえて国において整理されたかと思っている。何れにしても、混雑解消についてはこれからの議論だと認識している。本日いただいた意見も参考に、今後国とも連携しながら混雑系統の費用負担のあり方について、しっかり整理してまいりたい。

2点目の電制装置の負担について。責任だけ課されるのではないかという指摘であった。N-1電制を導入した際のシステム構成や、基本的な仕様、責任分界点は、先行適用時点である程度整理されており、発電所に設置する受信局、ならびにその通信設備までは、大方一送にて設置し、それは一般負担で実施する。では、発電所側で用意するものが何かというと、受信装置から出てくる遮断信号や抑制信号を受けて、それを発電機に伝えていく部分になる。これに関しては、普通は、どの発電機もそのような盤を用意しているはずであり、その盤に、改造という形で受け渡すケースがほとんどかと思う。そうすると、性質上、その盤のN-1電制の機能部分だけ切り取って保守等のメンテナンスをしてもらい、それを負担することは現実的ではなく、合理的でもないと考えている。そういった点を踏まえて、発電事業者設備の改造に要する費用については、発電事業者の責任、一連の盤の中での責任としてやっていただくことを基本に考えている。何れにしてもこの点に関しては、一般負担にしたことでいろいろ整理する必要があるかと思っており、事務局にて再度整理し、次回以降の委員会で示せるように準備を進めたい。

3点目の費用精算に関しては、田中委員からもしっかりとやるべきとの意見があった。事務局としても、これまで標準値での精算を提案していたが、それは電源と電源の費用精算となることを踏まえたものであった。今回、一般負担という形になるのであれば、我々としても考えていかななくてはならないと思っている。アンケート結果については引き続きまとめているところだが、今回の費用負担見直しに関して、国の審議会で審議いただいた暁には、その審議結果に基づいて、精算のあり方、標準値の使い方、標準値を実際に使うのかも含め、再度整理し、本委員会の中で議論いただきたいと思っている。事務局の方で鋭意準備を進めていく。

(西田オブザーバー) コメントを2点、確認を1点申し上げる。まず、初期費用について。送配電事業者としては、混雑していない系統に連系いただくことが一番良いが、それが叶わず、混雑している系統に連系するのであれば、今回のN-1電制についてはぜひとも発電事業者さまに協力いただきたいと考えている。そういう観点からも、今回、初期費用は一般負担と整理されたものと考えている。協力いただくという面では、他に、一番適切な電源に電制装置を設置していただくという点でも、ぜひとも理解いただきたいと思う。したがって、費用負担とあわせて、ルールの方でもしっかりと整理いただきたい。

次に、オペレーション費用について。26ページのまとめにおいて、今の基本的な整理は特定負担が基本である整理をしているものの、「当面」は一般負担とするという提案であった。26ページに、当面とする理由も書かれているが、先ほども様々な意見があったように、今後、あるべき整理をしていくまでの間の「当面」という意味合いだと理解しているので、「当面」が取れて、「一般負担」という文言だけが先行していき、今後の議論に制約を与えることが無いように、「当面」とする理屈はしっかりと整理いただきたい。

最後に、確認だが、当面一般負担と整理されている範囲としては、電制後いつまでなのか。それについても整理して説明しておく方が誤解が無いかと思う。以前、昨年

5月の本委員会で議論されたと聞いており、その時は、電制装置が動作してから3コマ分と、それ以降は再起動するまでの間の電制による拡大分を皆で負担することを考えていくというものであったと認識。本日提案いただいた一般負担も、その部分を指しているかと思うが、どの部分を一般負担とするか、明確にしておいていただく方が、誤解が生じず良いかと思う。

(事務局) 混雑系統でN-1電制を使いたいので、そのためにもルール面での整備をしっかりと進めていただきたいとの意見を頂戴した。事務局としてもルール面の整備にしっかりと対応してまいりたい。オペレーション費用に関しては、あるべき姿を整理していくことになるが、松村委員からも意見があったように、これが既得権益化しないようにとの指摘であったかと思う。これに関しては、「当面」の先の姿が、今は基本となっている混雑系統の発電事業者の負担となるか、議論を踏まえてしっかりと整理されたものを、我々としてもオペレーション費用に適用していきたいと考えている。しかし、繰り返しになるが、その機は熟しておらず、まずは「当面」とさせていただきたい。ただし、それはあくまで「当面」であり、混雑系統の全体制度設計の中で、しっかりと整合を取りながら、将来の姿を見定め、将来の姿としてのオペレーション費用の負担を実現できるように引き続き検討を進めてまいりたい。議論の協力をお願いします。

最後に、一般負担と整理された場合の範囲について。具体的には15ページあたりとなるが、費用精算項目としては、代替電源調達費用と再起動費用となっており、第47回の本委員会で整理したものとなる。事務局としても、今回、仮に、一般負担という姿となったとしても、一般負担となったことを理由に項目を見直すことは考え難いとおもっており、基本的には第47回の本委員会で整理された2つの項目を対象に、費用精算していただく方向かと思っている、いずれにしても、一般負担化という大きな変更が生じているため、そこを踏まえて、次回以降の本委員会において、これまで議論したもののどこを変えていくか、どこを変えていかないかを整理し、また確認いただきたい。引き続きよろしくをお願いします。

(加藤委員長) 各委員、オブザーバーから、「当面」という話が様々出てきたが、その前に、これまで特定負担で系統に接続してきた電源、あるいはN-1電制先行適用で自ら負担して系統に接続してきた電源があるかと思う。これらが今後どのような扱いを受けるのか。おそらくそのような電源は火力系の電源かと思うが、メリットオーダーになった場合、ある系統に再エネが大量に連系した場合、そのような電源は運転できない可能性がある。その場合に、特定負担をして接続したのにもかかわらず運転できないのは納得できないのではないかという気もする。そういった電源は、今後過渡的にどういう風に扱われるのか。

(事務局) 先行適用電源の扱いを明確化しなければならないのではないかという質問と、将来メリットオーダーになった中でどういった電源を選んでいくかは課題という指摘であった。先行適用電源については、先行適用と言っても、系統混雑を緩和しているという機能の部分は、基本的に本格適用と変わらないと思っている。また、従前から、先行適用電源は、本格適用が始まれば本格適用に従っていただく、本格適用のルールに合



流していただくということを整理して、これまでも紹介させていただいているところ。したがって、先行適用電源に関しても、オペレーション費用については、一般負担を適用いくことが今後必要になってくるかと思っている。ただし、一方で、既に装置を特定負担で設置しているところもありあるが、先行適用電源に関しては、それにより、早期・安価な連系機会を既に享受している部分もあるため、さすがにそこはそのままかと思っている。何れにしても、一般負担に見直した中で、先行適用電源をどのように扱っていくか、過渡期の部分をどうしていくかは、我々事務局の方で整理して、次回以降、確認いただけるように進めていきたい。

もう1点の、メリットオーダーが実現することによって対象電源が変わってくるのではないかという指摘であった。指摘の通り、メリットオーダーの世界になると、メリットオーダーで劣後する電源ははじき出されてしまう。したがって、そのような電源に電制装置を設置することはあまり効率的ではないということが懸念される部分も出てくるか。基本的には、N-1電制の電制対象の選定ルールとして、まず、抑制効果があるところと整理しており、その時のルールにおいて抑制効果を得られる電源となってくるかと思うので、その点も踏まえて、一送にて、電制対象電源をしっかりと選定していく必要があると思っている。

(加藤委員長) それでは、議題2については以上とする。事務局にて本日の議論状況の整理をお願いする。

(事務局) 活発な議論に感謝。今回、事務局の提案として、初期費用は一般負担、オペレーション費用は当面は一般負担としていたが、この提案自体には特段の異論はいただかなかったと認識。よって、本方針については本委員会で承認いただいたと考えている。一方で、当面は一般負担としたとしても、あくまでそれは当面であるということを、事務局としてもしっかりと国に言ってもらいたい。また、花井オブザーバーからも指摘いただいた点で、将来の負担として、混雑系統の発電事業者の負担ということが既定路線ではないというものがあつたと思う。その点については、今後の議論の中で深掘りしていく部分だと思う。国とも連携しながらしっかりと整理した上で、オペレーション費用の負担は、その時点のあるべき姿に合流できるようにしっかりと対応してもらいたい。以上が主に費用負担に関する点として国に報告する意見としたい。

その他意見としては、電制装置の責任や責任分界点をしっかりと明確化しなければならないという点、また、ルールはしっかりと整備しなければならないという点、加えて、一般負担となったとしてもその範囲はどこまでかを明確化しなければならないという点を、指摘いただいた。これらに関しては、今回の一般負担にするという提案を国の審議会で審議いただいた上で、それを踏まえた事務局の整理を用意し、また本委員会の中で、確認・議論いただきたいと考えている。事務局としてもしっかりと対応してもらいたい。

(加藤委員長) ただいまの事務局に分類・整理について特に意見はないため、この方向で進めいただきたい。国でのN-1電制の費用負担の審議に向けて、事務局から汲み上げる意見と照会があつた事項を、本委員会の議論状況として報告いただくこととする。具体的な報

告内容については、事務局にて整理の上で、委員長に一任いただきたい。事務局は国への報告事項を取りまとめるとともに、引き続き本委員会で議論となった事項の整理を進めていただきたい。

### 3. 計画策定プロセス検討開始要件の適否状況（報告）

- ・事務局から資料3により説明を行った。
- ・特段の意見なし。

### 4. 広域系統整備計画の進捗状況（報告）

- ・事務局から資料4により説明を行った。
- ・特段の意見なし。

（加藤委員長）これにて本日の議事は全て終了となったので、第56回広域系統整備委員会を閉会する。どうもありがとうございました。